

一般社団法人日本生殖医学会  
コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本生殖医学会（以下「本会」という。）の理念に則り、組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることで、本会が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本会の役員、を含む会員全てに対し適用する。

(定 義)

第3条 本規程における用語の定義は、次の各号に定める。

(1)コンプライアンス

法令、定款・規程・細則、社会規範等に基づき良識をもって行動すること。

(2)法令等

法令、定款・規則・細則、社会規範等の総称。

(基本方針)

第4条 役員とくに理事は、理事会の構成員ならびに業務を執行する立場として、誠実に、かつ率先してコンプライアンスに取り組み、本会の適用範囲すべてに対してコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス体制の確立と実践に取り組むものとする。

2. 理事会は、本会の業務運営全般について、コンプライアンス体制の確立と実践の責任を担う。

3. 会員は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に本会事業に協力する。

(組 織)

第5条 本会のコンプライアンスにかかわる体制として以下のものを置く。

(1)庶務担当理事をコンプライアンス責任者とする

(2)庶務委員会がコンプライアンス上の問題に対応する

(コンプライアンス責任者)

第 6 条 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス上の問題の状況に応じ、理事会に対し報告するものとする。

2. コンプライアンス責任者は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3. コンプライアンス責任者の役割・権限は、以下の各号に掲げる通りとする。

(1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者

(2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(3) 各種の法的側面からの検証

(4) その他会員等からの問い合わせ事項に関する法的側面からの助言等

(委員会)

第 7 条 本会は、コンプライアンスに関する取り組みの企画、立案、調整及び推進をするために庶務委員会がこれらに対応する。

2. 庶務委員会は、コンプライアンスに関する状況を把握するため、内部監査を実施することができる。

3. 庶務委員会は、内部通報、内部監査若しくは行政による監査に係る指摘事項に対し、必要な改善措置を決議するとともに、当該改善措置が確実に行われるよう指導・助言する。

4. 庶務委員会は、具体的リスクの特定、分析及び評価について指導、助言することができる。

5. 庶務委員会は、必要に応じて弁護士、会計士、監事等に相談・諮問することができる。

(委員会の開催)

第 8 条 庶務委員会は、コンプライアンス上の問題や現状把握について、委員長の招集により、委員会を開催することができる。

2. 庶務担当理事は、コンプライアンス上の問題が生じた場合にはその都度臨時の庶務委員会を招集する。

3. 臨時のコンプライアンス上の問題を検討する庶務委員会は、庶務委員、理事会、役員、本会事務局又は顧問弁護士、顧問会計士のいずれかの要請があった場合にも招集するものとする。

4. 委員会は、外部委員 1 名以上を含む委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、臨時の委員会については、2 名以上の委員の出席で成立する。

5. 庶務担当理事は、臨時のコンプライアンス委員会における議題及び検討事項を、その後開催される通常理事会または通信での通常理事会において諮らなければならない。

6. その他、委員会についての詳細は、委員会に関する細則の定めるところによる。

(報告・連絡・相談ルール)

第9条 役員を含む会員、または学会事務局は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに庶務担当理事に報告する。

2. 庶務担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反のおそれがある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、庶務委員会で対応方針を検討する。

3. 庶務担当理事は、委員会における前項の検討の結果、懲戒処分その他、本会として対応する必要がある旨の決議がなされた場合は、その内容を迅速に理事会に報告し諮らなければならない。

(処分 説明責任)

第10条 本規定の順守に重大な違反があると委員会ならびに理事会において協議のう えで判断された場合、該当者への処分、ならびに社会への説明責任を果たさねばならない。

(コンプライアンスのための教育)

第11条 本会は、役員を含むすべての会員に対して、コンプライアンスに関する啓発等、会員のコンプライアンスに関する意識を高めるための教育を行うものとする。

(施行日及び改定方法)

第12条 本規程は、令和3年11月10日より施行する。本規程は理事会の決議によって改廃することができる。